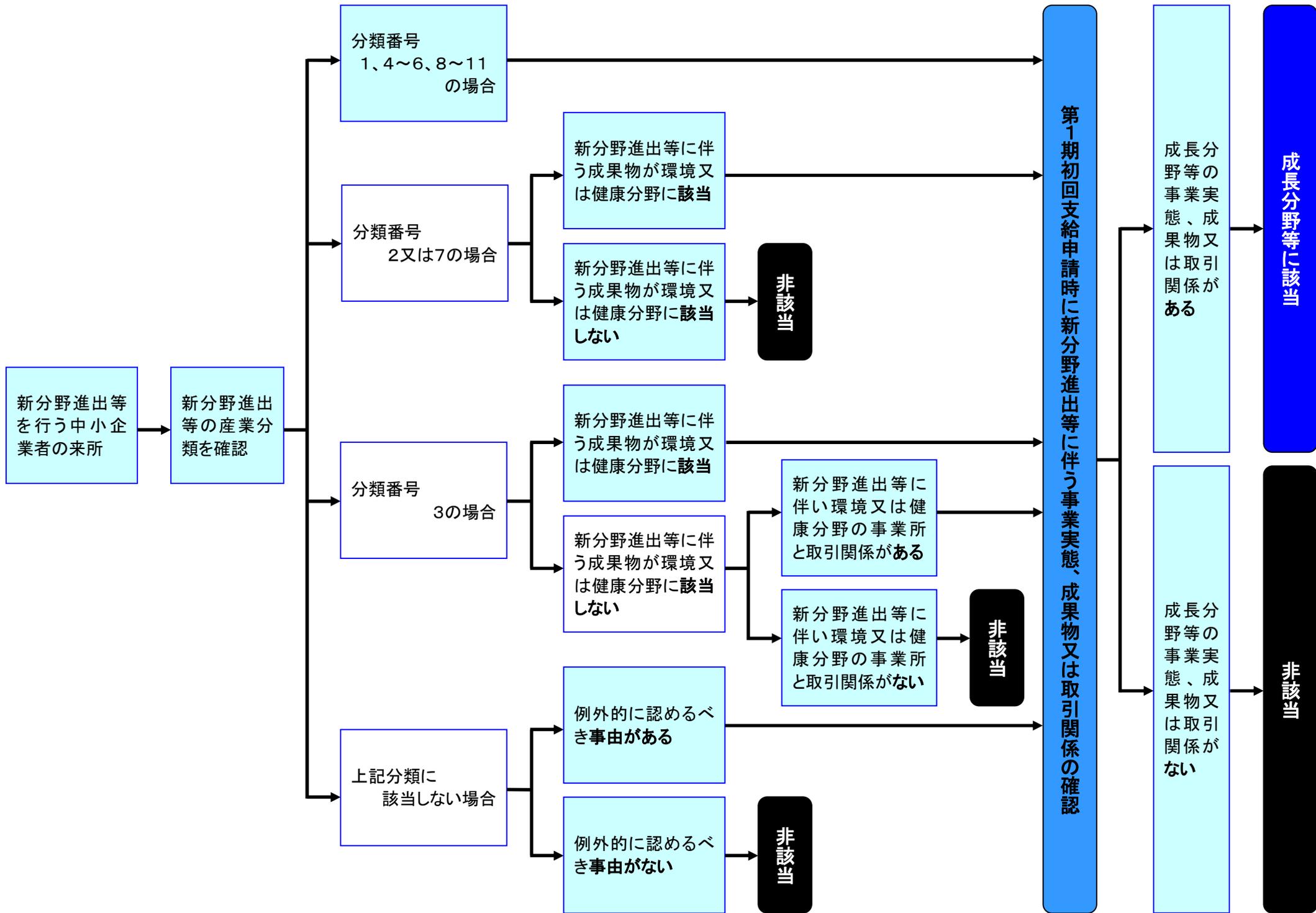


産業分類		分類番号	判断等について
大分類A → 中分類02－林業		1	新分野進出等に係る事業が分類番号1に該当する場合、 成長分野等に該当するかは、第1期初回支給申請時に事業実態を確認する書類などを確認。
大分類D－建設業	このうち、環境や健康分野に関する建築物等を建築しているもの	2	新分野進出等に係る事業所の成果物について、公的機関が効果等を認めている場合は、該当。 第1期初回支給申請時に事業実態を確認する書類などに加え、公的機関による資格証明、技術証明等や、必要に応じて、その証明を行うに当たっての公的機関の定める基準などの提出を求めて確認。
大分類E－製造業	このうち、環境や健康分野に関する製品を製造しているもの	3－1	新分野進出等に係る事業所の成果物について、公的機関が効果等を認めている場合は、該当。 第1期初回支給申請時に事業実態を確認する書類などに加え、公的機関による資格証明、技術証明等や、必要に応じて、その証明を行うに当たっての公的機関の定める基準などの提出を求めて確認。
	このうち、環境や健康分野に関する事業を行う事業所と受注契約締結等、取引関係があるもの	3－2	新分野進出等に係る事業が成長分野等に該当する事業を行う事業所と取引関係がある場合のみ該当。 第1期初回支給申請時に事業実態を確認する書類などに加え、取引先事業所についての確認、取引関係、取引する製品に関する資料などの提出を求めて確認。
大分類F → 中分類33－電気業		4	新分野進出等に係る事業が分類番号4に該当する場合、 成長分野等に該当するかは、第1期初回支給申請時に事業実態を確認する書類などを確認。
大分類G－情報通信業		5	新分野進出等に係る事業が分類番号5に該当する場合、 成長分野等に該当するかは、第1期初回支給申請時に事業実態を確認する書類などを確認。
大分類H－運輸業・郵便業		6	新分野進出等に係る事業が分類番号6に該当する場合、 成長分野等に該当するかは、第1期初回支給申請時に事業実態を確認する書類などを確認。
大分類L → 中分類71 －学術・開発研究機関	このうち、環境や健康分野に関する技術開発を行っているもの	7	新分野進出等に係る事業所の成果物について、公的機関が効果等を認めている場合は、該当。 第1期初回支給申請時に事業実態を確認する書類などに加え、公的機関による資格証明、技術証明等や、必要に応じて、その証明を行うに当たっての公的機関の定める基準などの提出を求めて確認。
大分類N → 中分類80 → 小分類804－スポーツ施設提供業		8	新分野進出等に係る事業が分類番号8に該当する場合、 成長分野等に該当するかは、第1期初回支給申請時に事業実態を確認する書類などを確認。
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246－スポーツ・健康教授業		9	新分野進出等に係る事業が分類番号9に該当する場合、 成長分野等に該当するかは、第1期初回支給申請時に事業実態を確認する書類などを確認。
大分類P－医療、福祉		10	新分野進出等に係る事業が分類番号10に該当する場合、 成長分野等に該当するかは、第1期初回支給申請時に事業実態を確認する書類などを確認。
大分類R → 中分類88－廃棄物処理業		11	新分野進出等に係る事業が分類番号11に該当する場合、 成長分野等に該当するかは、第1期初回支給申請時に事業実態を確認する書類などを確認。
その他（上記以外）	このうち、環境や健康分野に関する事業を行っているもの	12	上記1～11に該当しない事業であって、特に例外的に認める事由がある場合のみ該当。 事業実態を確認する書類などに加え、個別の事案に応じて、追加書類の提出を求めて確認。



新分野進出等を行う中小企業の来所

新分野進出等の産業分類を確認

分類番号
1、4~6、8~11
の場合

分類番号
2又は7の場合

分類番号
3の場合

上記分類に
該当しない場合

新分野進出等に伴う成果物が環境又は健康分野に該当

新分野進出等に伴う成果物が環境又は健康分野に該当しない

新分野進出等に伴う成果物が環境又は健康分野に該当

新分野進出等に伴う成果物が環境又は健康分野に該当しない

例外的に認めるべき事由がある

例外的に認めるべき事由がない

非該当

第1期初回支給申請時に新分野進出等に伴う事業実態、成果物又は取引関係の確認

新分野進出等に伴い環境又は健康分野の事業所と取引関係がある

新分野進出等に伴い環境又は健康分野の事業所と取引関係がない

非該当

成長分野等の実態、成果物又は取引関係がある

成長分野等の実態、成果物又は取引関係がない

成長分野等に該当

非該当